

第3回 今後の障害保健福祉施策と自立支援

\* グランドデザイン案

2004年10月12日、厚生労働省より「今後の障害保健福祉施策について」（改革のグランドデザイン案）提示された。これは、第18回社会保障審議会障害者部会（京極部会長）での議論を受けたもので、精神保健福祉法改正により法から削除される主な項目に説明の後、議論された。ポイントは、

- (1)は経済的理由から十分な治療を受けずに障害が固定化するおそれとあるグループには継続して給付をしていく。
- (2)一定の所得はあるけれども、重度で継続的に医療費負担が毎月発生するので家計に大きな影響を与えているというグループ。これも継続の対象となる可能性がある。
- (3)一定所得以上の方については、医療保険による対応をお願いをしたい。
- (4)その他の者については、これまでの給付実績を踏まえ、受診開始から一定期間に限り給付対象とする。

\* 「改定」の実施案

以下のような改定が考えられている。

2005年10月施行

- ・ 通院医療に関する事項（第32条～第32条の4）  
→ 新法で自立支援医療として規定

2006年1月施行

- ・ 精神障害者居宅生活支援事業に関する事項（第50条の3～第50条の3の4） → 新法で障害福祉サービス等として規定
- ・ 地方精神保健福祉審議会に関する事項  
（第10条・第11条、第50条の2の5第2項）  
→ 都道府県の任意設置に転換

2006年年10月施行

- ・ 精神障害社会復帰施設に関する事項（第50条～第50条の2の5）  
→ 新法で障害福祉サービス等として規定

障害特性がよく議論されないままサービス内容や公費負担制度の見直しが行われ、費用負担の増加がみこまれることなどの懸念の声があがっている。